

令和5年度

草津市農業施策等に関する意見書

令和4年10月28日

草津市農業委員会

令和 5 年度草津市農業施策等に関する意見書

近年、本市農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足、遊休農地の増加、また、ゲリラ豪雨や台風等の異常気象や、カラス、オオバン、シカ、イノシシ、アライグマなどの有害鳥獣による農業の被害、そして、輸入農産物との競争、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農産物の消費の減退や市場価格の低迷と、令和 4 年 2 月にロシア政府がウクライナに対する侵攻を開始したことで、それ以降、燃料や肥料の価格が高騰し、農業者にとって厳しい状況が続いています。

このような状況の中、国は、人・農地関連施策の見直しを行うため、令和 4 年 5 月に農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業の推進に関する法律を改正し、本市農業委員会においても令和 4 年 6 月に農地等の利用最適化の推進に関する指針を改正し、「遊休農地の解消」「担い手への農地利用の集積」「新規参入の促進」にかかる具体的な活動目標を新たに設定したところです。

また、国内外の社会情勢の変化や、新たな時代の動きを踏まえるとともに、都市と農地が近く、「農」に関わりやすい地理的優位性を有する本市の強みを最大限に生かした農業振興を図るため、令和 4 年 3 月に策定された「第 2 次草津市農業振興計画」を中心に据え、今後、本市農政に関わる全ての組織が施策・事業毎に期待される役割を担い、一丸となり、農地等の利用の最適化を強力に推進し、農地等の利用の効率化を支援していくことが必要です。

つきましては、令和 5 年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により、草津市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出いたします。

令和 4 年 10 月 28 日

草津市長 橋川 渉 様

草津市農業委員会

会長 中野 隆史

1 農地等の利用の最適化の推進について

(農地の集積・集約化の推進)

- ① 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い「人・農地プラン」が法定化され、市が「地域計画」を作成するにあたり、市の求めに応じて農業委員会が「目標地図」の素案作成を行うとされたことから、円滑な推進を確保するため、事務局体制の強化を図られたい。

また、農地の集積・集約化に比例し、大型化する農業用施設や機械等の導入のほか、畦草や農道・排水路等の草刈・管理等の負担が増大するため支援策の拡充を検討されたい。

(基盤整備の推進)

- ② 農業生産性の向上と効率化を図るため、農業分野における society5.0 を実現するべく、人工衛星やドローンを活用した上空からの農地情報の活用のほか、スマート農業を推進するための身近な相談窓口の開設を検討されたい。

また、湖辺地区用水管等更新事業については、50年後を見据え、地域の意向を踏まえた中で老朽化した用水管や排水路の改修のほか、将来のスマート農業も見据えた大区画化等が計画的に実行されるよう、実施主体に対し、さらなる人的支援と負担軽減措置を講じられたい。

そのほか、馬場山寺地区基盤整備事業については、計画が着実に実行されるよう支援されたい。

(耕作放棄地の発生防止・解消)

- ③ 引き続き、農地パトロールに協力いただくなど、その発生防止に向け、関係機関との連携をより一層図られたい。

特に、基盤整備された農振農用地区域内の遊休農地については、国の交付金制度を積極的に活用し、先進事例の情報収集に努め、農業委員会や関係機関、地域とともに耕作放棄地解消に向けた、より有効な手法について検討し、**着実に**実施されたい。

(人・農地プランの推進)

- ④ 農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、これまで市作成の農用地利用集積計画と農地中間管理機構作成の農用地利用配分計画を一本化し、新たに農用地利用集積等促進計画を策定することになった。

市は、これら推進にかかるプロセスを明らかにし、関係機関と緊密に連携しながら推進を図られたい。

(担い手の育成)

- ⑤ 担い手の高齢化や後継者不足から生じる農作業への負担増や農機具の更新問題などを解消し、農業経営を安定化させるため、中核農家間の交流の機会の創出や後継者の育成、法人化に向けた取組みを着実に進められたい。

また、農業経営の維持・継続には親元就農や第三者承継が効率的・効果的であることから、農業者の子が就農を希望するような取組みや農家が持つ経営資源をそのまま受けたいという移譲希望者につなげる取組みを進められたい。

(新規就農者の参入)

- ⑥ 農業に興味を持ち、体験につながる就農募集に関する情報提供のほか、農地付き空き家の活用に対する相談窓口の開設や新しい農業技術や実践的な経営が学べる農業塾の開催などを行われたい。

また、積極的に女性・青年層のなどの意見を取り入れ、農業における労働環境の改善につながる施策展開など、農業の魅力向上を図り、新規就農者の確保に努められたい。

また、施設園芸を志す新規就農者は、地域資源である既存のビニールハウスを再利用することで初期投資の軽減に期待するものの、現実には改修費用が嵩み断念する者も少なくない。よって、設備の撤去・改修にかかる経費補助の拡充について検討されたい。

(農業委員等の女性登用の推進)

- ⑦ 国は、農林水産業における女性の活躍推進のために農業委員・JA役員等の女性の登用を促進し、農林水産業における方針決定過程への女性の参画の拡大を図るとしているため、女性農業委員等の活動の活発化と周知に役立つ学習の場や活動の周知等に係る支援を講じられたい。

2 米政策について

(経営所得安定対策)

- ① 米価の安定のためには、自主的な需給調整が必要であることから農業者への協力を求められたい。一方で減反政策による生産調整の結果、耕作放棄地が発生することのないよう、効果的に水田を活用できる政策を図られたい。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農産物の消費の減退や市場価格の低迷やロシア政府のウクライナ侵攻以降、燃料代や肥料代などの価格高騰が原因で農業経営が逼迫していることから、速やかに追加の支援策を講じられたい。

また、経営規模維持の担い手も作業の効率化や米から高収益作物への作目転換を図るためには、最新の大型農業機械の導入が必要となるが、経費軽減に期待できる手法について研究されたい。

(鳥獣被害防止対策)

- ② 市内ではカラス、オオバン、シカ、イノシシ、アライグマ等の鳥獣被害が発生しているため、鳥獣の駆除や被害防止対策の継続・拡大をお願いしたい。そのためにも狩猟免許取得者の確保に向けて努められるとともに、専門家や地域の意見を聴き、被害を未然に防ぐための対策を講じられたい。

特に、旧草津川跡地(区間①)は、農作物に被害を与える野生鳥獣や害虫の生息地(繁殖地)となっていることから、関係部局と共に適切な管理をお願いしたい。

3 地産地消について

(草津ブランドの育成)

- ① 草津ブランドについて、新たな農水産物のブランド認証に取り組むとともにくさつブースターズのPR協力のもと、メディアでの露出や様々なイベントに参加し、草津ブランドの認知度向上に努められたい。

(草津市産農産物の販路拡大)

- ② 草津市産農産物の供給先として、学校給食や社員食堂、大学のカフェテリア等での積極的な活用と道の駅草津・草津あおばな館等には拠点機能を持たせ、利用拡大を図られたい。

また、スーパー・マーケット等での取扱いの拡大を図るなどの販路拡大を支援するとともに草津市産農産物の購入場所の拡大や伝統農産物を活用した商品開発など、中・小規模農家を含めた必要な支援をされたい。

4 農地の多面的な機能の活用

(「農福・農商・農学連携」の強化)

- ① 障害のある方をはじめ、高齢者や生活困窮者、引きこもりの状態にある方等が農作業を通じて新たな活動の場や生き甲斐につながるように部局横断のモデル事業に着手されたい。

また、次代を担う世代が農業に触れ、親しみ、農業を大切に思えるための学習・交流の場など、学校・地域における環境形成に努められたい。

(脱炭素社会の実現に向けた循環型農業の推進)

- ② 農業分野における温室効果ガス排出削減の取組みを一層加速化させるため、脱炭素化を推進されたい。

なお、環境と地域経済の両立を図るためにも「地産地消」に着目した温室効果ガス削減の取組を推進されたい。